



飲酒運転の根絶！

滋賀県では、飲酒運転による事故が後を絶ちません！

	平成27年	平成26年	増減数	増減率
発生件数	39	50	-11	-22
死者数	2	4	-2	-50
負傷者数	58	71	-13	-18.3



上の表は「飲酒運転が関係する事故」の状況です。発生件数、死傷者数とも、前年に比べて減少しました。

しかし、今年は8月末現在で、発生件数31件で、2人の方が亡くなられ、傷者が44人で、件数、傷者は前年同期と比べ大きく増加しています。

- お酒を飲んだら、絶対に運転はしない
- お酒を飲んだ人には、車を貸さない
- 運転する人には、お酒を出さない・すすめない
- お酒を飲んだ人には運転をさせない・同乗しない



飲酒運転は犯罪です！

運転者に対する処罰

- 酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

運転者以外の周囲の責任についての処罰

車両提供者は運転者と同じ処罰

- 運転者が酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供・車両の同乗者

- 運転者が酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金